平成２５年（フ）第２９５号
愛知県安城市南町13番１号　スカイタウン南町102、前住所愛知県安城市横山町八左30番地　エクセレンス横山107
破産者　若松　弘和
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５９８号
兵庫県西宮市生瀬町１丁目20番３号
破産者　米倉　稔雄
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３３号
兵庫県尼崎市稲葉元町１丁目６番15号　メゾン稲葉Ｃ棟、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲子園網引町８番31号
破産者　行　　忠志
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７６号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目３番12号
破産者　仲谷　　勇
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９２号
兵庫県西宮市南越木岩町２番23―101号
破産者　Ｃａｏｓこと　寺島　　亮
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９６号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目51番地の15
破産者　西村　征子
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６号
松江市春日町542番地３　エクセルハイツＭＡＴＳＵＯ208号
破産者　原　　育雄
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０４号
広島市東区牛田南２丁目１番31―404号　フォーラム180
破産者　角野　美幸
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１号
香川県丸亀市中府町２丁目２番16号
破産者　竹田　恒夫
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３２号
東京都三鷹市下連雀３丁目43番32―304号、開始決定時の住所長崎県長崎市赤迫３丁目５番１―401号
破産者　辻村　祐輔
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第２８７号
宮城県大崎市古川西館３丁目１番30号
破産者　株式会社齋藤工務店
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
栃木県那須塩原市鍋掛1086番地227
破産者　阿部　和男
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２０６号
群馬県太田市東別所町146番地３
破産者　瀬川　　治
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２０７号
群馬県太田市東別所町146番地３
破産者　瀬川　幸子
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６３号
富山県南砺市川西1120番地
破産者　株式会社ティアンドケイ
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２３１７号
名古屋市南区明治１丁目２番41号
破産者　株式会社豊丘製作所
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４１８号
名古屋市西区上名古屋３丁目６番21号
破産者　株式会社水谷
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５３５号
名古屋市北区杉栄町４丁目90番地
破産者　有限会社寺西土木
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
名古屋市中村区二瀬町51番地の３
破産者　株式会社綱木
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部